

【表紙】

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 2021年6月8日提出 |
| 【計算期間】 | 第9計算期間 (自2020年9月15日 至 2021年3月15日) |
| 【ファンド名】 | ダイワ日本株ニュートラル・ファンド2016-09 |
| 【発行者名】 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松下 浩一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 西脇 保宏 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3431 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式に投資し、市場平均を上回る収益の獲得を追求するとともに、株価指数先物取引の売建てを行ない、株式市場全体の値動きの影響を限定することで、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|------|---------------|---------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 単位型投信 |
| | 投資対象地域 | 国内 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 株式 |
| | 補足分類 | 特殊型（絶対収益追求型） |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（株式一般）） |
| | 決算頻度 | 年2回 |
| | 投資対象地域 | 日本 |
| | 投資形態 | ファミリーファンド |
| | 特殊型 | 絶対収益追求型 |

（注1）商品分類の定義

- ・「単位型投信」…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「特殊型」…目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「株式一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「絶対収益追求型」…目論見書等において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|-------------|--------|-------------------------------|------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 | 特殊型 (絶対収益追求型) |
| | 内外 | 不動産投信 その他資産 () 資産複合 | |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 特殊型 |
|---|--------------|-------------|------------------|------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | ブル・ベア型 |
| 債券 | 年2回 | 日本 | ファミリー ファンド | 条件付運用型 |
| 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年4回 | 北米 | | |
| 不動産投信 | 年6回 (隔月) | 欧州 | | 絶対収益追求型 |
| その他資産 (投資信託証券) (株式 一般) | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| 資産複合 () | 日々 | オセアニア | ファンド・オブ・ ファンズ | その他 () |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | その他 () | 中南米 | | |
| | | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

200億円を上限として募集を行ないました。

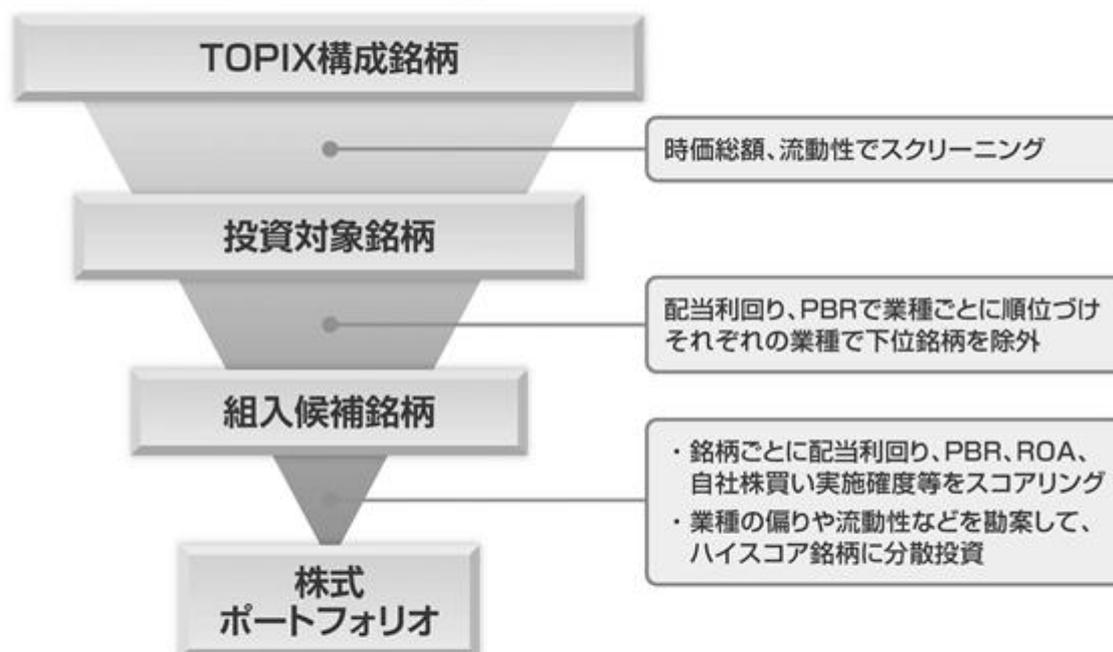
<ファンドの特色>

1 指標ごとに各銘柄をスコアリングし、 高品質なポートフォリオの構築をめざします。

- ポートフォリオ構築にあたっては、配当利回り、PBR、ROA、自社株買い実施確度等を定量的手法によりスコアリングし、業種の偏りや流動性等を勘案して、ハイスコア銘柄に分散投資します。

※定量的手法は適宜見直しを行いません。

ポートフォリオ構築のイメージ



※上記のイメージ図は、将来変更になる可能性があります。

| | |
|--------------|--|
| 配当利回り | 株価に対して、1年間でどれだけの配当を受けられることができるかを示す数値です。 |
| PBR（株価純資産倍率） | 1株当たりの純資産に対し、株価が何倍まで買われているかを表したものです。 |
| ROA（総資本利益率） | 事業に投下されている資産が、利益をどれだけ獲得したかを示す指標です。 |
| 自社株買い実施確度 | 委託会社が財務状況、株主構成等を定量的に分析することで、自社株買いの実施確度を推計したものです。 |

2 先物取引の売建てを組み合わせせた株式ヘッジ戦略を用います。

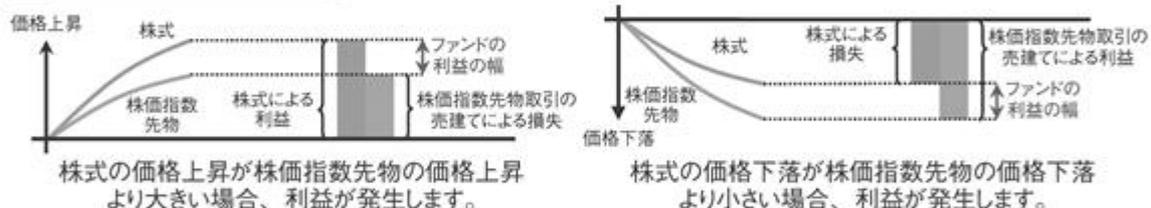
- TOPIX先物取引の売建てを組み合わせせた株式ヘッジ戦略により、わが国の株式市場全体の値動きにかかわらず、安定した収益の確保をめざします。
- 運用資産の75%程度以上を株式に投資し、残りはTOPIX先物取引の売建てのために証拠金として使用します。
- 株価指数先物取引は、TOPIX先物取引を利用することを原則としますが、流動性その他を考慮して他の株価指数先物取引等を利用することがあります。

当ファンドにおける株式ヘッジ戦略について

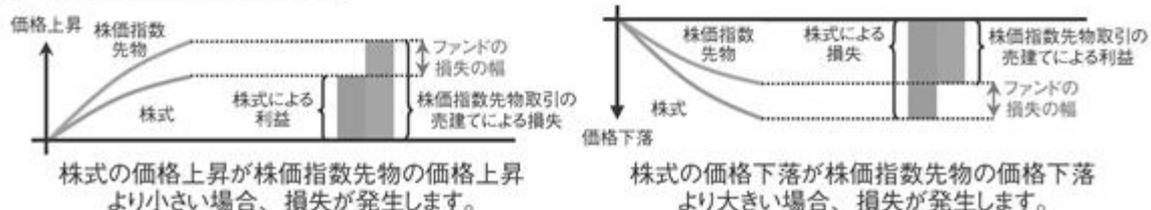
- ◆ 株価指数先物取引の売建てを行なう場合、株式市場全体とほぼ反対の損益が発生します。
 - ・ 市場全体の株価が上昇した場合、株価指数先物取引の売建てによる損失が発生します。
 - ・ 市場全体の株価が下落した場合、株価指数先物取引の売建てによる利益が発生します。

損益のイメージ

1 利益が発生する場合



2 損失が発生する場合



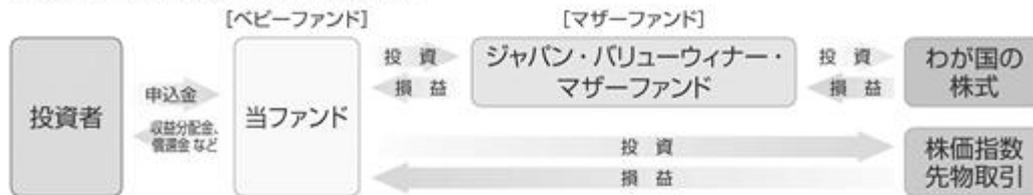
※上記は、実際の基準価額の水準や変動を示唆、保証するものではありません。

※株式、株価指数先物の値動きの方向が反対になる場合、株式のみに投資する場合に比較して、利益（損失）の幅が拡大することがあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、株価指数先物取引の売建てを行ないます。



- 株価指数先物取引にかかる証拠金の水準を考慮し、マザーファンドの受益証券の組入比率を調整します。
- マザーファンドにおいて運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 購入の申込みは、平成28年9月15日までとなります。

(注) 当ファンドは単位型のため、申込みの受け付けは上記の期間のみとなります。

4 毎年3月14日および9月14日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成29年3月14日（休業日の場合翌営業日）までとします。

【分配方針】

- ①分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ②原則として、配当等収益を全額分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年9月16日

信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

| | | |
|-------|--|---|
| 受益者 | お申込者 | |
| | 収益分配金、償還金など お申込金 | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金 | |
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 運用指図 | 2 | 損益 信託金 |
| 受託会社 | <p>株式会社 りそな銀行</p> <p>再信託受託会社： 株式会社日本カ ストディ銀行</p> | <p>信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | <p>わが国の金融商品取引所上場株式 (マザーファンドを通じて投資します。) わが国の株価指数先物取引</p> <p style="text-align: right;">など</p> | |

1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（2021年3月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

| | |
|-------------|--|
| 1959年12月12日 | 大和証券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1960年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1960年 4月 1日 | 営業開始 |
| 1985年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 1995年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 1995年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 2007年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号) |
| 2020年 4月 1日 | 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

・ 大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有 株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

ジャパン・パリュウウィナー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびわが国の株価指数先物取引を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、定量的手法に基づいた運用により市場平均を上回る収益の獲得を追求するとともに、当ファンドにおいてわが国の株価指数先物取引の売建てを行ない、株式市場全体の値動きの影響を限定します。株式への投資と先物取引の売建てを組み合わせた株式ヘッジ戦略により、わが国の株式市場全体の値動きにかかわらず、安定した収益の確保をめざします。
- ロ．わが国の株価指数先物取引は、TOPIX先物取引を利用することを原則としますが、流動性その他を考慮して他の株価指数先物取引等を利用することがあります。
- ハ．マザーファンドにおけるポートフォリオ構築にあたっては、配当利回り、PBR、ROA、自社株買い実施確度等を定量的手法によりスコアリングし、業種の偏りや流動性などを勘案して、ハイスコア銘柄に分散投資します。
- ニ．株価指数先物取引にかかる証拠金の水準を考慮し、マザーファンドの受益証券の組入比率を調整します。
- ホ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
- ヘ．設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結されたジャパン・バリュウウィナー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

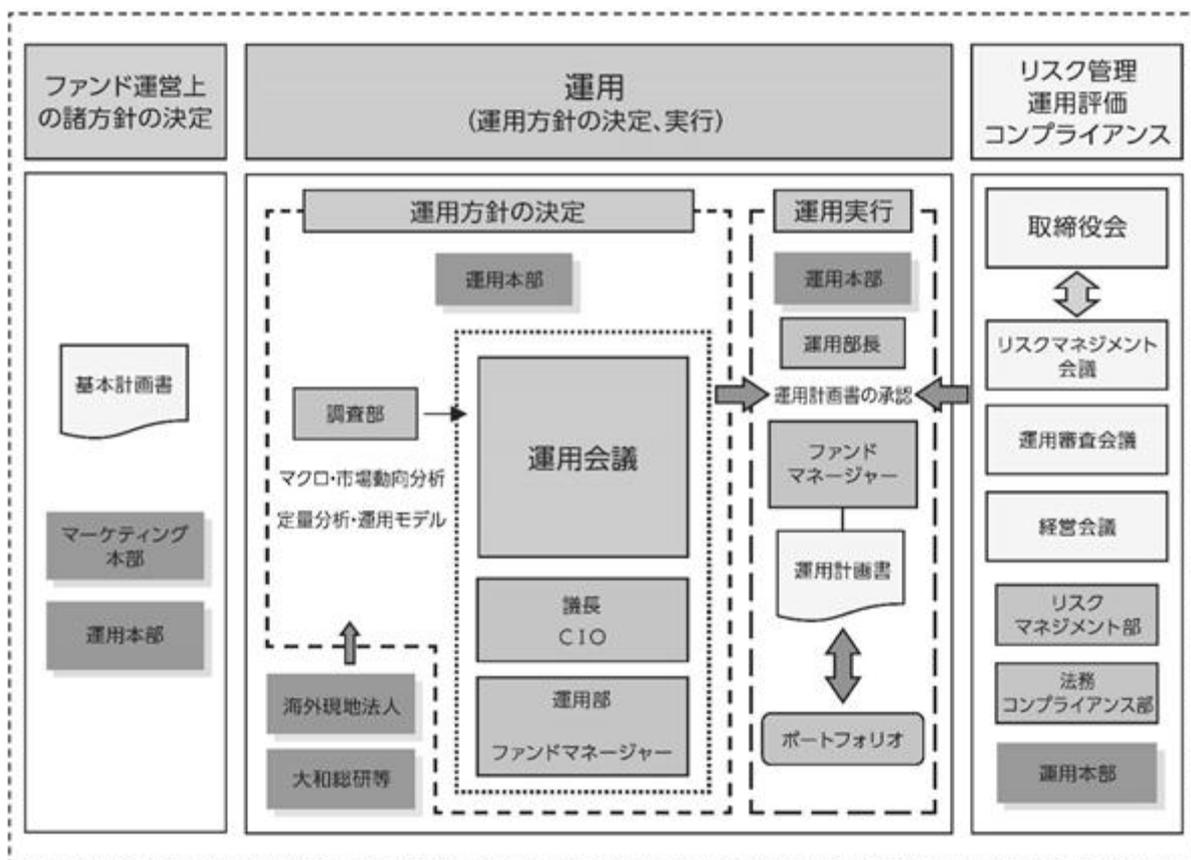
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO (0~5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2021年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。

原則として、配当等収益を全額分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券(信託約款)

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

- イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1．から6．までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1．から6．までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1．から4．までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > マザーファンド(ジャパン・バリュウウィナー・マザーファンド)の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、定量的手法に基づいた運用を行ない、信託財産の成長をめざします。

ロ．ポートフォリオ構築にあたっては、配当利回り、PBR、ROA、自社株買い実施確度等を定量的手法によりスコアリングし、業種の偏りや流動性などを勘案して、ハイスコア銘柄に分散投資します。

ハ．株式の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ニ．運用の効率化を図るため、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。)

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6．特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10．コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資するとともに、株価指数先物取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株式ヘッジ戦略に伴うリスク

当ファンドは、わが国の株式に投資するとともに、株価指数先物取引の売建てを行なうことにより市場全体の動きの影響を限定することをめざす戦略をとっていますので、市場全体が上昇しても必ずしも基準価額が上昇するわけではありません。

また、完全に市場全体の動きの影響を排除できるものではありません。

株式ポートフォリオの価格上昇率が株価指数先物の価格上昇率より小さい場合、または、株式ポートフォリオの価格下落率が株価指数先物の価格下落率より大きい場合、基準価額が下落する可能性があります。

株価が下落し、株価指数先物の価格が上昇する場合、基準価額の下落幅が拡大することがあります。

株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

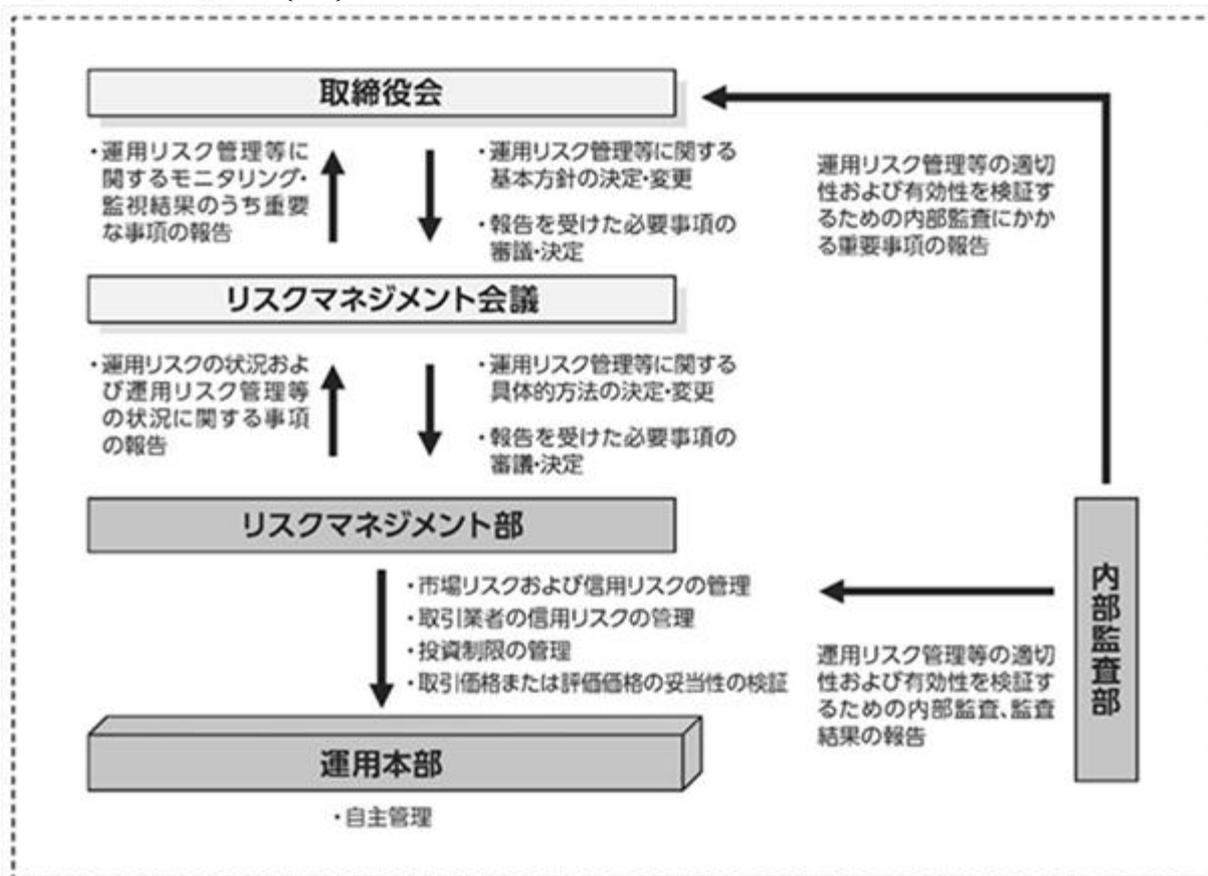
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、投資信託協会の商品分類(補足分類)において、「特殊型(絶対収益追求型)」に分類されます。

ここで「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、特定の市場に左右されにくい収益、という意味です。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当ファンドの取得の申込みの受付けは、2016年9月15日をもって終了しております。販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、1.62%（税抜1.5%）でした。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7425%（税抜0.675%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 年率0.50% （税抜） | 年率0.15% （税抜） | 年率0.025% （税抜） |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

() 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金については、配当所得として課税され、20% (所得税15%および地方税5%) の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20% (所得税15%および地方税5%) の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、配当所得として課税され、15% (所得税15%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%) となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

() 上記は、2021年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

() 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2021年3月31日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 273,131,500 | 80.52 |
| 内 日本 | 273,131,500 | 80.52 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 66,072,527 | 19.48 |
| 純資産総額 | 339,204,027 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|--------------|-------------|---------|
| 株価指数先物取引（売建） | 257,928,000 | 76.04 |
| 内 日本 | 257,928,000 | 76.04 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】(2021年3月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|----------------------|----|-----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 | ジャパン・バリュウイナー・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 169,153,094 | 1.1506 194,630,160 | 1.6147 273,131,500 | 80.52 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 80.52% |
| 合計 | 80.52% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------------|----|-------------------|-----------|----|-------------|-------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | 日本 | TOPIX先物 2021年6月 | 売建 | 13 | 244,717,850 | 254,020,000 | 74.89% |
| | | ミニTOPIX先物 2021年6月 | 売建 | 2 | 3,804,280 | 3,908,000 | 1.15% |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (2017年3月14日) | 1,522,922,819 | 1,531,917,972 | 1.0158 | 1.0218 |
| 第2計算期間末 (2017年9月14日) | 1,211,675,094 | 1,221,875,094 | 1.0097 | 1.0182 |
| 第3計算期間末 (2018年3月14日) | 1,181,793,835 | 1,188,393,835 | 0.9848 | 0.9903 |
| 第4計算期間末 (2018年9月14日) | 1,131,108,626 | 1,140,108,626 | 0.9426 | 0.9501 |
| 第5計算期間末 (2019年3月14日) | 1,097,714,770 | 1,103,114,770 | 0.9148 | 0.9193 |
| 第6計算期間末 (2019年9月17日) | 1,076,323,346 | 1,087,123,346 | 0.8969 | 0.9059 |
| 第7計算期間末 (2020年3月16日) | 532,024,942 | 535,924,942 | 0.8867 | 0.8932 |
| 2020年3月末日 | 528,330,212 | - | 0.8806 | - |
| 4月末日 | 527,512,362 | - | 0.8792 | - |
| 5月末日 | 519,562,804 | - | 0.8659 | - |
| 6月末日 | 514,347,907 | - | 0.8572 | - |
| 7月末日 | 510,534,418 | - | 0.8509 | - |
| 8月末日 | 511,527,337 | - | 0.8525 | - |
| 第8計算期間末 (2020年9月14日) | 503,100,354 | 507,900,354 | 0.8385 | 0.8465 |
| 9月末日 | 503,433,273 | - | 0.8391 | - |
| 10月末日 | 503,742,362 | - | 0.8396 | - |
| 11月末日 | 490,965,652 | - | 0.8183 | - |
| 12月末日 | 413,625,545 | - | 0.8273 | - |
| 2021年1月末日 | 418,033,169 | - | 0.8361 | - |
| 2月末日 | 415,356,697 | - | 0.8307 | - |
| 第9計算期間末 (2021年3月15日) | 337,170,165 | 339,370,165 | 0.8429 | 0.8484 |
| 3月末日 | 339,204,027 | - | 0.8480 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0060 |
| 第2計算期間 | 0.0085 |
| 第3計算期間 | 0.0055 |
| 第4計算期間 | 0.0075 |
| 第5計算期間 | 0.0045 |
| 第6計算期間 | 0.0090 |
| 第7計算期間 | 0.0065 |
| 第8計算期間 | 0.0080 |
| 第9計算期間 | 0.0055 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|--------|--------|
| 第1計算期間 | 2.2 |
| 第2計算期間 | 0.2 |
| 第3計算期間 | 1.9 |
| 第4計算期間 | 3.5 |
| 第5計算期間 | 2.5 |
| 第6計算期間 | 1.0 |
| 第7計算期間 | 0.4 |
| 第8計算期間 | 4.5 |
| 第9計算期間 | 1.2 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------|---------|-------------|
| 第1計算期間 | 0 | 199,461,455 |
| 第2計算期間 | 0 | 299,192,182 |
| 第3計算期間 | 0 | 0 |
| 第4計算期間 | 0 | 0 |
| 第5計算期間 | 0 | 0 |
| 第6計算期間 | 0 | 0 |
| 第7計算期間 | 0 | 600,000,000 |
| 第8計算期間 | 0 | 0 |
| 第9計算期間 | 0 | 200,000,000 |

(注) 当初設定数量は1,698,653,637口です。

(参考) マザーファンド

ジャパン・バリュウイナー・マザーファンド

(1) 投資状況 (2021年3月31日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 株式 | 5,413,080,770 | 94.64 |
| 内 日本 | 5,413,080,770 | 94.64 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 306,466,440 | 5.36 |
| 純資産総額 | 5,719,547,210 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2021年3月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------|----|----|--------|----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | トヨタ自動車 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | 28,500 | 6,741.56 192,134,721 | 8,616.00 245,556,000 | 4.29 |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャルG | 日本 | 株式 | 銀行業 | 242,000 | 532.68 128,909,715 | 591.70 143,191,400 | 2.50 |
| 3 | 任天堂 | 日本 | 株式 | その他製品 | 2,200 | 58,320.54 128,305,204 | 61,810.00 135,982,000 | 2.38 |
| 4 | 信越化学 | 日本 | 株式 | 化学 | 7,100 | 12,631.36 89,682,694 | 18,610.00 132,131,000 | 2.31 |
| 5 | 日本電信電話 | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 45,800 | 2,818.58 129,091,311 | 2,842.00 130,163,600 | 2.28 |
| 6 | 武田薬品 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 32,600 | 3,783.47 123,341,260 | 3,985.00 129,911,000 | 2.27 |
| 7 | 本田技研 | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | 35,100 | 2,698.43 94,715,093 | 3,319.00 116,496,900 | 2.04 |
| 8 | 村田製作所 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 13,100 | 6,096.53 79,864,616 | 8,842.00 115,830,200 | 2.03 |
| 9 | KDDI | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 34,100 | 3,124.73 106,553,599 | 3,395.00 115,769,500 | 2.02 |
| 10 | 伊藤忠 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 30,700 | 2,720.27 83,512,306 | 3,587.00 110,120,900 | 1.93 |
| 11 | 日立 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 21,500 | 3,555.90 76,452,034 | 5,004.00 107,586,000 | 1.88 |
| 12 | パナソニック | 日本 | 株式 | 電気機器 | 65,000 | 1,328.83 86,374,507 | 1,423.50 92,527,500 | 1.62 |
| 13 | 積水ハウス | 日本 | 株式 | 建設業 | 38,300 | 1,869.93 71,618,553 | 2,374.00 90,924,200 | 1.59 |
| 14 | キリンHD | 日本 | 株式 | 食料品 | 41,800 | 2,198.68 91,904,929 | 2,120.50 88,636,900 | 1.55 |

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------------|----|----|------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 15 | 富士通 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 5,500 | 10,883.08 59,856,951 | 16,000.00 88,000,000 | 1.54 |
| 16 | 三井物産 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 38,200 | 1,876.31 71,675,481 | 2,302.00 87,936,400 | 1.54 |
| 17 | キヤノン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 35,000 | 1,938.36 67,843,060 | 2,502.50 87,587,500 | 1.53 |
| 18 | 小野薬品 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 29,100 | 2,644.59 76,957,606 | 2,890.00 84,099,000 | 1.47 |
| 19 | 塩野義製薬 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 14,100 | 5,659.29 79,796,080 | 5,952.00 83,923,200 | 1.47 |
| 20 | アステラス製薬 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 49,200 | 1,678.59 82,586,725 | 1,702.00 83,738,400 | 1.46 |
| 21 | ソフトバンク | 日本 | 株式 | 情報・通 信業 | 57,600 | 1,364.26 78,581,538 | 1,438.50 82,857,600 | 1.45 |
| 22 | 富士フイルムHDGS | 日本 | 株式 | 化学 | 12,600 | 5,933.20 74,758,413 | 6,571.00 82,794,600 | 1.45 |
| 23 | 三菱重工業 | 日本 | 株式 | 機械 | 23,400 | 3,055.63 71,501,764 | 3,449.00 80,706,600 | 1.41 |
| 24 | 三菱ケミカルHDGS | 日本 | 株式 | 化学 | 96,900 | 816.94 79,162,352 | 829.90 80,417,310 | 1.41 |
| 25 | ソフトバンクグループ | 日本 | 株式 | 情報・通 信業 | 8,600 | 6,548.41 56,316,358 | 9,330.00 80,238,000 | 1.40 |
| 26 | 住友商事 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 50,400 | 1,611.62 81,226,051 | 1,577.00 79,480,800 | 1.39 |
| 27 | 第一生命HDGS | 日本 | 株式 | 保険業 | 40,600 | 1,905.14 77,349,167 | 1,902.00 77,221,200 | 1.35 |
| 28 | 丸紅 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 83,700 | 527.25 44,131,262 | 920.80 77,070,960 | 1.35 |
| 29 | 中部電力 | 日本 | 株式 | 電気・ガ ス業 | 53,400 | 1,369.73 73,143,951 | 1,425.00 76,095,000 | 1.33 |
| 30 | 大和ハウス | 日本 | 株式 | 建設業 | 23,400 | 3,127.11 73,174,514 | 3,241.00 75,839,400 | 1.33 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□ . 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 94.64% |
| 合計 | 94.64% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|----------|--------|
| 建設業 | 4.16% |
| 食料品 | 1.55% |
| 化学 | 6.21% |
| 医薬品 | 6.67% |
| 石油・石炭製品 | 0.90% |
| ゴム製品 | 0.87% |
| ガラス・土石製品 | 0.30% |
| 鉄鋼 | 0.43% |
| 非鉄金属 | 1.07% |
| 金属製品 | 0.13% |
| 機械 | 3.51% |
| 電気機器 | 14.01% |
| 輸送用機器 | 8.18% |
| 精密機器 | 2.07% |
| その他製品 | 3.28% |
| 電気・ガス業 | 1.33% |
| 陸運業 | 1.43% |
| 海運業 | 0.74% |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.62% |
| 情報・通信業 | 10.34% |
| 卸売業 | 6.20% |
| 小売業 | 6.87% |
| 銀行業 | 5.11% |
| 保険業 | 1.35% |
| その他金融業 | 0.54% |
| 不動産業 | 1.51% |
| サービス業 | 5.24% |
| 合計 | 94.64% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

当ファンドは、単位型投資信託であり、現在受益権の取得の申込みを受付けておりません。
なお、募集期間中の申込(販売)手続等については、以下のとおりです。

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額は、1万口当たり1万円です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権について、信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1)当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。
- ・わが国の株価指数先物取引：原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社)
電話番号(コールセンター) 0120-106212
(営業日の9:00~17:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2016年9月16日から2021年9月14日までとします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年3月15日から9月14日まで、および9月15日から翌年3月14日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月16日から2017年3月14日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2020年9月15日から2021年3月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ日本株ニュートラル・ファンド2016-09

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 第8期 2020年9月14日現在 | 第9期 2021年3月15日現在 |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 82,540,732 | 66,078,369 |
| 親投資信託受益証券 | 415,005,499 | 275,523,582 |
| 未収入金 | - | 71,840,000 |
| 前払金 | 6,027,000 | 7,238,100 |
| 差入委託証拠金 | 16,605,000 | 13,056,000 |
| 流動資産合計 | 520,178,231 | 433,736,051 |
| 資産合計 | | |
| 520,178,231 | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 10,345,860 | 8,469,910 |
| 未払収益分配金 | 4,800,000 | 2,200,000 |
| 未払解約金 | - | 84,340,000 |
| 未払受託者報酬 | 71,014 | 57,166 |
| 未払委託者報酬 | 1,846,386 | 1,486,335 |
| その他未払費用 | 14,617 | 12,475 |
| 流動負債合計 | 17,077,877 | 96,565,886 |
| 負債合計 | | |
| 17,077,877 | | |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,600,000,000 | 1,400,000,000 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 2 96,899,646 | 2 62,829,835 |
| 元本等合計 | 503,100,354 | 337,170,165 |
| 純資産合計 | | |
| 503,100,354 | | |
| 負債純資産合計 | | |
| 520,178,231 | | |
| 433,736,051 | | |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第8期 自 2020年3月17日 至 2020年9月14日 | 第9期 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,006 | 351 |
| 有価証券売買等損益 | 103,472,066 | 72,548,083 |
| 派生商品取引等損益 | 125,644,460 | 67,387,760 |
| 営業収益合計 | 22,171,388 | 5,160,674 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 20,348 | 10,490 |
| 受託者報酬 | 71,014 | 62,884 |
| 委託者報酬 | 1,846,386 | 1,635,014 |
| その他費用 | 15,452 | 12,475 |
| 営業費用合計 | 1,953,200 | 1,720,863 |
| 営業利益又は営業損失() | 24,124,588 | 3,439,811 |
| 経常利益又は経常損失() | 24,124,588 | 3,439,811 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 24,124,588 | 3,439,811 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 67,975,058 | 96,899,646 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 32,830,000 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 32,830,000 |
| 分配金 | 14,800,000 | 12,200,000 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 96,899,646 | 62,829,835 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第9期 | |
|----------------------------|---|------------|
| | 自 | 至 |
| | 2020年9月15日 | 2021年3月15日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 | |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間末日 2021年3月14日が休日のため、当計算期間末日を2021年3月15日としております。このため、当計算期間は182日となっております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|---------------------|---|---|
| | 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
| 1. 1 設定年月日 | 2016年9月16日 | 2016年9月16日 |
| 設定元本額 | 1,698,653,637円 | 1,698,653,637円 |
| 期首元本額 | 600,000,000円 | 600,000,000円 |
| 元本残存率 | 35.3% | 23.5% |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 600,000,000口 | 400,000,000口 |
| 3. 2 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,899,646円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は62,829,835円です。 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 区 分 | 第8期 | 第9期 |
|------------|--|--|
| | 自 2020年3月17日 至 2020年9月14日 | 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における経費控除後の配当等収益が4,803,137円であり、純資産額の元本超過額がないため、経費控除後の配当等収益4,803,137円（1万口当たり80.05円）を分配対象額として、うち4,800,000円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 | 計算期間末における経費控除後の配当等収益が2,345,316円であり、純資産額の元本超過額がないため、経費控除後の配当等収益2,345,316円（1万口当たり58.63円）を分配対象額として、うち2,200,000円（1万口当たり55円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第9期 |
|----------------------------|--|
| | 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 第9期 2021年3月15日現在 | |
|-----------------|---|---|
| | 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第8期 2020年9月14日現在 | 第9期 2021年3月15日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 92,103,653 | 49,352,542 |
| 合計 | 92,103,653 | 49,352,542 |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 種 類 | 第8期 2020年9月14日 現在 | | | | 第9期 2021年3月15日 現在 | | | |
|--------|----------------------|-----------|-------------|-------------|----------------------|-----------|-------------|-------------|
| | 契約額等 （円） | うち 1年超 | 時価 （円） | 評価損益 （円） | 契約額等 （円） | うち 1年超 | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
| | | | | | | | | |
| 株指先物取引 | | | | | | | | |
| 売 建 | 392,616,000 | - | 402,948,000 | 10,332,000 | 256,057,900 | - | 264,520,000 | 8,462,100 |
| 合計 | 392,616,000 | - | 402,948,000 | 10,332,000 | 256,057,900 | - | 264,520,000 | 8,462,100 |

(注) 1. 時価の算定方法

株指先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い
最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株指先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

| |
|---|
| 第9期 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 第8期 2020年9月14日現在 | 第9期 2021年3月15日現在 |
|---------------------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8385円 (8,385円) | 0.8429円 (8,429円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 (円) | 備考 |
|---------------|---------------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受 益証券 | ジャパン・バリューウィナー・マ ザーファンド | 172,763,721 | 275,523,582 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 275,523,582 | |
| 合計 | | | 275,523,582 | |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、「ジャパン・バリューウィナー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ジャパン・バリューウィナー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 214,351,323 | 240,590,628 |
| 株式 | 7,533,128,410 | 5,917,049,430 |
| 未収配当金 | 8,524,550 | 13,628,750 |
| 流動資産合計 | 7,756,004,283 | 6,171,268,808 |
| 資産合計 | 7,756,004,283 | 6,171,268,808 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 71,840,000 |
| その他未払費用 | 2,028 | - |
| 流動負債合計 | 2,028 | 71,840,000 |
| 負債合計 | 2,028 | 71,840,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 5,941,663,475 | 3,824,630,244 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,814,338,780 | 2,274,798,564 |
| 元本等合計 | 7,756,002,255 | 6,099,428,808 |
| 純資産合計 | 7,756,002,255 | 6,099,428,808 |
| 負債純資産合計 | 7,756,004,283 | 6,171,268,808 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区 分 | 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
|---|----------------|----------------|
| 1. 1 期首 | 2020年3月17日 | 2020年9月15日 |
| 期首元本額 | 8,579,767,269円 | 5,941,663,475円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,171,985,872円 | 75,495,897円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,810,089,666円 | 2,192,529,128円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ日本株ニュートラル・ファンド2016-09 | 317,914,432円 | 172,763,721円 |
| ダイワ日本株Q & Qミックス・ニュートラル2018-01 （適格機関投資家専用） | 535,988,454円 | 446,123,699円 |
| 日本株バリュウウィナー・ニュートラル・ファンド （適格機関投資家専用） | 1,481,613,794円 | 614,894,908円 |
| ダイワ日本株Q & Qミックス・ニュートラル（適格機関投資家専用） | 1,144,280,800円 | 718,538,485円 |
| ダイワ日本株Q & Qミックス・ニュートラル2017-10 （適格機関投資家専用） | 752,454,609円 | 493,246,262円 |
| 日本株バリュウウィナー・ニュートラル・ファンド （適格機関投資家専用） 2017-08 | 1,709,411,386円 | 1,379,063,169円 |
| 計 | 5,941,663,475円 | 3,824,630,244円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 5,941,663,475口 | 3,824,630,244口 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 2020年9月15日 至 2021年3月15日 |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 2021年3月15日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
|-----|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 433,522,161 | 813,223,789 |
| 合計 | 433,522,161 | 813,223,789 |

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年4月11日から2020年9月14日まで、及び2020年4月11日から2021年3月15日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 2020年9月14日現在 | 2021年3月15日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.3054円 (13,054円) | 1.5948円 (15,948円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|-----------------|---------|-----------|-------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 大成建設 | 1,800 | 4,240.00 | 7,632,000 | |
| 長谷工コーポレーション | 42,000 | 1,509.00 | 63,378,000 | |
| 大和ハウス | 28,600 | 3,316.00 | 94,837,600 | |
| 積水ハウス | 39,500 | 2,248.00 | 88,796,000 | |
| ジェイエシーリクルートメント | 100 | 1,718.00 | 171,800 | |
| ビーネックスグループ | 18,600 | 1,518.00 | 28,234,800 | |
| パソナグループ | 12,700 | 1,787.00 | 22,694,900 | |
| ディー・エヌ・エー | 27,600 | 2,215.00 | 61,134,000 | |
| 麒麟HD | 42,700 | 2,130.50 | 90,972,350 | |
| エービーシー・マート | 9,300 | 6,370.00 | 59,241,000 | |
| オープンハウス | 13,500 | 4,550.00 | 61,425,000 | |
| セブン&アイ・HLDGS | 24,900 | 4,436.00 | 110,456,400 | |
| TIS | 14,000 | 2,417.00 | 33,838,000 | |
| ガンホー・オンライン・エンター | 22,100 | 2,222.00 | 49,106,200 | |
| 大阪ソーダ | 1,600 | 2,721.00 | 4,353,600 | |
| 信越化学 | 7,500 | 18,185.00 | 136,387,500 | |
| 三菱ケミカルHLDGS | 103,100 | 843.10 | 86,923,610 | |
| 野村総合研究所 | 19,900 | 3,330.00 | 66,267,000 | |
| 日油 | 11,100 | 5,890.00 | 65,379,000 | |
| アルテリア・ネットワークス | 17,700 | 1,707.00 | 30,213,900 | |
| 武田薬品 | 36,000 | 4,102.00 | 147,672,000 | |
| アステラス製薬 | 57,800 | 1,827.00 | 105,600,600 | |
| 塩野義製薬 | 14,900 | 6,088.00 | 90,711,200 | |
| 小野薬品 | 30,400 | 2,882.50 | 87,628,000 | |
| HUグループHD | 17,500 | 3,365.00 | 58,887,500 | |
| 中国塗料 | 12,200 | 987.00 | 12,041,400 | |
| アルプス技研 | 13,900 | 2,087.00 | 29,009,300 | |
| フルキャストホールディングス | 2,600 | 1,948.00 | 5,064,800 | |
| 富士フイルムHLDGS | 15,300 | 6,418.00 | 98,195,400 | |
| 長谷川香料 | 1,700 | 2,020.00 | 3,434,000 | |
| コスモエネルギーHLDGS | 20,600 | 2,746.00 | 56,567,600 | |
| 横浜ゴム | 3,400 | 1,894.00 | 6,439,600 | |
| ニッタ | 100 | 2,699.00 | 269,900 | |
| 日本特殊陶業 | 5,500 | 1,963.00 | 10,796,500 | |
| 大和工業 | 17,600 | 2,903.00 | 51,092,800 | |

| | | | |
|---------------|---------|-----------|-------------|
| 三井金属 | 16,800 | 3,665.00 | 61,572,000 |
| 住友鉱山 | 2,400 | 4,796.00 | 11,510,400 |
| ユニプレス | 28,000 | 1,113.00 | 31,164,000 |
| ジーテクト | 3,400 | 1,485.00 | 5,049,000 |
| パイオラックス | 600 | 1,672.00 | 1,003,200 |
| 日本発条 | 1,900 | 842.00 | 1,599,800 |
| テクノプロ・ホールディング | 8,100 | 8,150.00 | 66,015,000 |
| ツガミ | 18,400 | 1,738.00 | 31,979,200 |
| やまびこ | 300 | 1,222.00 | 366,600 |
| クボタ | 33,200 | 2,535.00 | 84,162,000 |
| ブラザー工業 | 8,600 | 2,450.00 | 21,070,000 |
| T P R | 7,000 | 1,622.00 | 11,354,000 |
| ミネベアミツミ | 24,800 | 2,846.00 | 70,580,800 |
| 日本ピラ - 工業 | 200 | 1,794.00 | 358,800 |
| 日 立 | 24,300 | 5,404.00 | 131,317,200 |
| 三菱電機 | 900 | 1,746.50 | 1,571,850 |
| マブチモーター | 11,600 | 5,310.00 | 61,596,000 |
| I D E C | 1,700 | 1,844.00 | 3,134,800 |
| 富 士 通 | 6,600 | 16,010.00 | 105,666,000 |
| パナソニック | 77,400 | 1,348.50 | 104,373,900 |
| ホシデン | 27,600 | 1,097.00 | 30,277,200 |
| スタンレー電気 | 18,700 | 3,375.00 | 63,112,500 |
| 日本セラミック | 2,300 | 2,704.00 | 6,219,200 |
| カ シ オ | 28,900 | 2,174.00 | 62,828,600 |
| 村田製作所 | 14,400 | 8,970.00 | 129,168,000 |
| 三菱重工業 | 25,200 | 3,494.00 | 88,048,800 |
| 東京きらぼしF G | 6,500 | 1,472.00 | 9,568,000 |
| 西日本フィナンシャルH D | 76,300 | 825.00 | 62,947,500 |
| トヨタ自動車 | 31,000 | 8,340.00 | 258,540,000 |
| アイシン精機 | 16,200 | 4,085.00 | 66,177,000 |
| 本田技研 | 39,600 | 3,320.00 | 131,472,000 |
| コーナン商事 | 5,500 | 3,075.00 | 16,912,500 |
| 西松屋チェーン | 20,500 | 1,485.00 | 30,442,500 |
| ブイ・テクノロジー | 4,500 | 5,500.00 | 24,750,000 |
| 東京精密 | 6,500 | 4,935.00 | 32,077,500 |
| ニコン | 53,200 | 957.00 | 50,912,400 |
| タムロン | 6,500 | 2,111.00 | 13,721,500 |
| キヤノン | 41,100 | 2,374.50 | 97,591,950 |
| パイロットコーポレーション | 15,400 | 3,600.00 | 55,440,000 |
| N I S S H A | 3,800 | 1,376.00 | 5,228,800 |
| ニ チ 八 | 2,400 | 3,250.00 | 7,800,000 |
| 任 天 堂 | 2,500 | 61,620.00 | 154,050,000 |
| 伊 藤 忠 | 36,000 | 3,510.00 | 126,360,000 |
| 丸 紅 | 105,100 | 910.10 | 95,651,510 |
| 三井物産 | 41,800 | 2,387.50 | 99,797,500 |
| 住友商事 | 50,400 | 1,621.00 | 81,698,400 |
| しまむら | 5,700 | 10,760.00 | 61,332,000 |
| 高 島 屋 | 21,100 | 1,223.00 | 25,805,300 |
| 丸井グループ | 2,400 | 2,207.00 | 5,296,800 |
| クレディセゾン | 25,000 | 1,489.00 | 37,225,000 |
| ケーズホールディングス | 40,300 | 1,521.00 | 61,296,300 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------|---------------|
| 三菱UFJフィナンシャルG | 269,500 | 619.10 | 166,847,450 |
| 武蔵野銀行 | 8,400 | 1,899.00 | 15,951,600 |
| 七十七銀行 | 3,400 | 1,643.00 | 5,586,200 |
| 十六銀行 | 2,100 | 2,288.00 | 4,804,800 |
| ほくほくフィナンシャルG | 57,600 | 1,063.00 | 61,228,800 |
| みずほフィナンシャルG | 15,700 | 1,650.00 | 25,905,000 |
| 野村ホールディングス | 1,200 | 674.30 | 809,160 |
| 池田泉州HD | 5,100 | 183.00 | 933,300 |
| 第一生命HLDGS | 49,300 | 1,938.00 | 95,543,400 |
| 三井不動産 | 11,100 | 2,561.00 | 28,427,100 |
| ハマキョウレックス | 8,900 | 3,475.00 | 30,927,500 |
| 福山通運 | 6,600 | 4,650.00 | 30,690,000 |
| セイノーホールディングス | 5,800 | 1,681.00 | 9,749,800 |
| 日本郵船 | 12,800 | 3,645.00 | 46,656,000 |
| SGホールディングス | 10,900 | 2,443.00 | 26,628,700 |
| 上組 | 15,900 | 2,237.00 | 35,568,300 |
| 日本電信電話 | 50,600 | 2,846.00 | 144,007,600 |
| KDDI | 37,900 | 3,510.00 | 133,029,000 |
| ソフトバンク | 69,700 | 1,467.50 | 102,284,750 |
| 中部電力 | 34,800 | 1,435.50 | 49,955,400 |
| カブコン | 2,400 | 6,630.00 | 15,912,000 |
| メイテック | 10,200 | 5,970.00 | 60,894,000 |
| ソフトバンクグループ | 9,900 | 10,370.00 | 102,663,000 |
| 合計 | | | 5,917,049,430 |

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年3月31日

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 348,719,998円 |
| 負債総額 | 9,515,971円 |
| 純資産総額（ - ） | 339,204,027円 |
| 発行済数量 | 400,000,000口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 0.8480円 |

(参考) ジャパン・バリュウイナー・マザーファンド

純資産額計算書

2021年3月31日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 5,719,547,210円 |
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額（ - ） | 5,719,547,210円 |
| 発行済数量 | 3,542,135,858口 |
| 1単位当たり純資産額（ / ） | 1.6147円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2021年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 41 | 80,646 |
| 追加型株式投資信託 | 735 | 20,466,276 |
| 株式投資信託 合計 | 776 | 20,546,922 |
| 単位型公社債投資信託 | 54 | 165,335 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,561,179 |
| 公社債投資信託 合計 | 68 | 1,726,514 |
| 総合計 | 844 | 22,273,436 |

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2019年 3月31日) | 当事業年度 (2020年 3月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 28,489 | 2,741 |
| 有価証券 | 554 | 22,167 |
| 前払費用 | 214 | 205 |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | 10,847 |
| 未収収益 | 98 | 63 |
| その他 | 56 | 62 |
| 流動資産計 | 40,882 | 36,088 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1 |
| 建物 | 206 | 217 |
| 器具備品 | 10 | 7 |
| 器具備品 | 195 | 209 |
| 無形固定資産 | 2,821 | 2,362 |
| ソフトウェア | 2,804 | 2,028 |
| ソフトウェア仮勘定 | 17 | 333 |
| 投資その他の資産 | 12,799 | 15,844 |
| 投資有価証券 | 8,493 | 9,153 |
| 関係会社株式 | 1,836 | 3,972 |
| 出資金 | 183 | 183 |
| 長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |
| 繰延税金資産 | 1,183 | 1,431 |
| その他 | 31 | 33 |
| 固定資産計 | 15,827 | 18,424 |
| 資産合計 | 56,709 | 54,512 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 75 | 69 |
| 未払金 | 8,548 | 7,573 |
| 未払収益分配金 | 15 | 14 |
| 未払償還金 | 40 | 39 |
| 未払手数料 | 4,610 | 3,988 |
| その他未払金 | 2 | 2 |
| 未払費用 | 3,735 | 3,830 |
| 未払法人税等 | 726 | 656 |
| 未払消費税等 | 255 | 590 |
| 賞与引当金 | 725 | 688 |
| その他 | 2 | 5 |
| 流動負債計 | 14,070 | 13,414 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 役員退職慰労引当金 | 103 | 88 |
| その他 | 2 | 5 |
| 固定負債計 | 2,496 | 2,667 |
| 負債合計 | 16,567 | 16,082 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 13,052 | 11,749 |
| 利益剰余金合計 | 13,426 | 12,123 |
| 株主資本合計 | 40,096 | 38,793 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 46 | 363 |
| 評価・換算差額等合計 | 46 | 363 |
| 純資産合計 | 40,142 | 38,430 |
| 負債・純資産合計 | 56,709 | 54,512 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 76,052 | 69,550 |
| その他営業収益 | 673 | 583 |
| 営業収益計 | 76,725 | 70,134 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 35,789 | 31,120 |
| 広告宣伝費 | 694 | 745 |
| 調査費 | 9,066 | 8,858 |
| 調査費 | 1,057 | 1,188 |
| 委託調査費 | 8,009 | 7,670 |
| 委託計算費 | 1,351 | 1,410 |
| 営業雑経費 | 1,557 | 1,770 |
| 通信費 | 228 | 240 |
| 印刷費 | 513 | 524 |
| 協会費 | 55 | 56 |
| 諸会費 | 13 | 13 |
| その他営業雑経費 | 746 | 936 |
| 営業費用計 | 48,459 | 43,906 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,755 | 5,793 |
| 役員報酬 | 373 | 374 |
| 給料・手当 | 4,145 | 4,335 |
| 賞与 | 510 | 395 |
| 賞与引当金繰入額 | 725 | 688 |
| 福利厚生費 | 796 | 838 |
| 交際費 | 64 | 62 |
| 旅費交通費 | 178 | 154 |
| 租税公課 | 472 | 451 |
| 不動産賃借料 | 1,291 | 1,299 |
| 退職給付費用 | 374 | 368 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 34 | 37 |
| 固定資産減価償却費 | 907 | 925 |
| 諸経費 | 1,819 | 1,770 |
| 一般管理費計 | 11,693 | 11,702 |
| 営業利益 | 16,572 | 14,525 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 38 | 912 |
| 投資有価証券売却益 | 215 | 214 |
| 有価証券償還益 | 133 | 24 |
| その他 | 134 | 78 |
| 営業外収益計 | 521 | 1,230 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券償還損 | 32 | 71 |
| 投資有価証券売却損 | 40 | 1 |
| その他 | 60 | 54 |
| 営業外費用計 | 132 | 127 |
| 経常利益 | 16,961 | 15,629 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | - | 537 |
| 投資有価証券評価損 | - | 48 |
| 関係会社整理損失 | 29 | - |
| 特別損失計 | 29 | 585 |
| 税引前当期純利益 | 16,931 | 15,043 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,076 | 4,555 |
| 法人税等調整額 | 15 | 78 |
| 法人税等合計 | 5,060 | 4,477 |
| 当期純利益 | 11,870 | 10,566 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,850 | 14,225 | 40,895 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 12,669 | 12,669 | 12,669 |
| 当期純利益 | - | - | - | 11,870 | 11,870 | 11,870 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 798 | 798 | 798 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 216 | 216 | 41,112 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 12,669 |
| 当期純利益 | - | - | 11,870 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 170 | 170 | 170 |
| 当期変動額合計 | 170 | 170 | 969 |
| 当期末残高 | 46 | 46 | 40,142 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 11,868 | 11,868 | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,566 | 10,566 | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,302 | 1,302 | 1,302 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46 | 46 | 40,142 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 11,868 |
| 当期純利益 | - | - | 10,566 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 410 | 410 | 410 |
| 当期変動額合計 | 410 | 410 | 410 |
| 当期末残高 | 363 | 363 | 38,430 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 31百万円 | 34百万円 |
| 器具備品 | 264百万円 | 276百万円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 3,788百万円 | 3,397百万円 |

3 保証債務

前事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額（百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2018年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,669 | 4,857 | 2018年 3月31日 | 2018年 6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,550円 |
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月24日 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額（百万円） | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,868 | 4,550 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,050円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|-----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金 | 28,489 | 28,489 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 11,468 | 11,468 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 8,380 | 8,380 | - |
| 資産計 | 48,338 | 48,338 | - |
| (1) 未払手数料 | (4,610) | (4,610) | - |
| (2) その他未払金 | (3,882) | (3,882) | - |
| (3) 未払費用(*2) | (2,805) | (2,805) | - |
| 負債計 | (11,298) | (11,298) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|--------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金 | 2,741 | 2,741 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 10,847 | 10,847 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 有価証券 | 21,900 | 21,900 | - |
| その他有価証券 | 8,754 | 8,754 | - |
| 資産計 | 44,243 | 44,243 | - |
| (1) 未払手数料 | (3,988) | (3,988) | - |
| (2) その他未払金 | (3,530) | (3,530) | - |
| (3) 未払費用(*2) | (2,889) | (2,889) | - |
| 負債計 | (10,408) | (10,408) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 666 | 666 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 1,836 | 3,972 |
| (3) 長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金 | 28,489 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 554 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |
| 合計 | 40,512 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 2,741 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,847 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 有価証券 | 21,900 | - | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 267 | 3,463 | 1,184 | - |
| 合計 | 35,756 | 3,463 | 1,184 | - |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 87 | 55 | 32 |
| （2）その他 | 4,991 | 4,712 | 278 |
| 小計 | 5,079 | 4,767 | 311 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 3,301 | 3,560 | 258 |
| 小計 | 3,301 | 3,560 | 258 |
| 合計 | 8,380 | 8,328 | 52 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価 （百万円） | 差額 （百万円） |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 60 | 55 | 5 |
| （2）その他 | 3,004 | 2,772 | 232 |
| 小計 | 3,064 | 2,827 | 237 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 小計 | 27,589 | 28,354 | 764 |
| 合計 | 30,654 | 31,181 | 526 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | 389 | 86 | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 3,517 | 128 | 40 |
| 合計 | 3,907 | 215 | 40 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 1,492 | 214 | 1 |
| 合計 | 1,492 | 214 | 1 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
| 退職給付債務の期首残高 | 2,350百万円 | 2,389百万円 |
| 勤務費用 | 158 | 159 |
| 退職給付の支払額 | 171 | 183 |
| その他 | 52 | 207 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,389 | 2,574 |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,389百万円 | 2,574百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債 と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 貸借対照表に計上された負債 と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
| 勤務費用 | 158百万円 | 159百万円 |
| その他 | 41 | 27 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 199 | 187 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 731 | 788 |
| システム関連費用 | 170 | 198 |
| 賞与引当金 | 182 | 177 |
| 未払事業税 | 141 | 129 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| 投資有価証券評価損 | 32 | 47 |
| その他 | 240 | 399 |
| 繰延税金資産小計 | 1,592 | 1,835 |
| 評価性引当額 | 164 | 173 |
| 繰延税金資産合計 | 1,428 | 1,661 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引（譲渡益） | 159 | 159 |
| 其他有価証券評価差額金 | 85 | 71 |
| 繰延税金負債合計 | 244 | 230 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,183 | 1,431 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|----------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注1) | 1,719 | - | - |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd. | India | 1,207 | 金融商品取引業 | (所有) 直接91.0 | 経営管理 | 有償減資(注2) | 3,293 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,603 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注1) |
|-------------|-------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|---------|-----------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 (注2) | 19,975 | 未払手数料 | 3,400 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,052 | 未払費用 | 173 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,063 | 長期差入保証金 | 1,055 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注1) |
|-------------|-------------------|---------|--------------------|---------|---------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|---------|-----------------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 (注2) | 16,953 | 未払手数料 | 2,984 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,031 | 未払費用 | 224 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,061 | 長期差入保証金 | 1,054 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 15,389.06円 | 1株当たり純資産額 | 14,732.52円 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,550.81円 | 1株当たり当期純利益 | 4,050.66円 |

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(百万円) | 11,870 | 10,566 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 (2020年9月30日) | |
|-----------------|-------------------------|--------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,811 |
| 有価証券 | | 12,910 |
| 未収委託者報酬 | | 11,357 |
| その他 | | 360 |
| 流動資産合計 | | 27,439 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 226 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 1,720 |
| その他 | | 687 |
| 無形固定資産合計 | | 2,408 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 10,638 |
| 関係会社株式 | | 3,972 |
| 繰延税金資産 | | 1,053 |
| その他 | | 1,286 |
| 投資その他の資産合計 | | 16,951 |
| 固定資産合計 | | 19,586 |
| 資産合計 | | 47,025 |

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

| | |
|--------------|--------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 5,860 |
| 未払費用 | 3,365 |
| 未払法人税等 | 594 |
| 賞与引当金 | 571 |
| その他 | 2 608 |
| 流動負債合計 | 11,000 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 2,609 |
| 役員退職慰労引当金 | 110 |
| その他 | 4 |
| 固定負債合計 | 2,724 |
| 負債合計 | 13,724 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15,174 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 5,784 |
| 利益剰余金合計 | 6,158 |
| 株主資本合計 | 32,828 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 472 |
| 評価・換算差額等合計 | 472 |
| 純資産合計 | 33,301 |
| 負債・純資産合計 | 47,025 |

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 | |
|--------------|---------------|--------|
| | (自 2020年4月1日 | |
| | 至 2020年9月30日) | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 31,426 |
| その他営業収益 | | 214 |
| 営業収益合計 | | 31,641 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 13,509 |
| その他営業費用 | | 5,825 |
| 営業費用合計 | | 19,334 |
| 一般管理費 | 1 | 5,708 |
| 営業利益 | | 6,597 |
| 営業外収益 | 2 | 239 |
| 営業外費用 | 3 | 156 |
| 経常利益 | | 6,679 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | | - |
| 税引前中間純利益 | | 6,679 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,071 |
| 法人税等調整額 | | 8 |
| 中間純利益 | | 4,599 |

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------|--------|--------|-------|----------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 10,564 | 10,564 | 10,564 |
| 中間純利益 | - | - | - | 4,599 | 4,599 | 4,599 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 5,965 | 5,965 | 5,965 |
| 当中間期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 5,784 | 6,158 | 32,828 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 363 | 363 | 38,430 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 10,564 |
| 中間純利益 | - | - | 4,599 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 836 | 836 | 836 |
| 当中間期変動額合計 | 836 | 836 | 5,128 |
| 当中間期末残高 | 472 | 472 | 33,301 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| | 当中間会計期間 (2020年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 316百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 11百万円 |
| 無形固定資産 | 327百万円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------|--|
| 投資有価証券売却益 | 203百万円 |

3 営業外費用の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|-----------|--|
| 為替差損 | 63百万円 |
| 有価証券償還損 | 46百万円 |
| 投資有価証券売却損 | 33百万円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,564 | 4,050 | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額(*1) | | | |
|-----------|----------------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券(1) | 60 | | | 60 |
| 資産合計 | 60 | | | 60 |

(1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 当中間会計期間 |
|--------|---------|
| 非上場株式等 | 666 |
| 子会社株式 | 1,944 |
| 関連会社株式 | 2,027 |

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 60 | 55 | 5 |
| (2) その他 | 7,989 | 7,141 | 847 |
| 小計 | 8,049 | 7,196 | 852 |
| 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | |
| その他 | 14,833 | 15,006 | 173 |
| 小計 | 14,833 | 15,006 | 173 |
| 合計 | 22,882 | 22,203 | 679 |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 12,766.41円 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,763.16円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|--|-----------|
| 中間純利益(百万円) | 4,599 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 4,599 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 商号の変更(大和アセットマネジメント株式会社に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（2021年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（2021年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

| (提出年月日) | (書類名) |
|------------|---------|
| 2020年12月7日 | 有価証券報告書 |

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 加奈子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ日本株ニュートラル・ファンド2016-09の2020年9月15日から2021年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ日本株ニュートラル・ファンド2016-09の2021年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 康治 | 印 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。